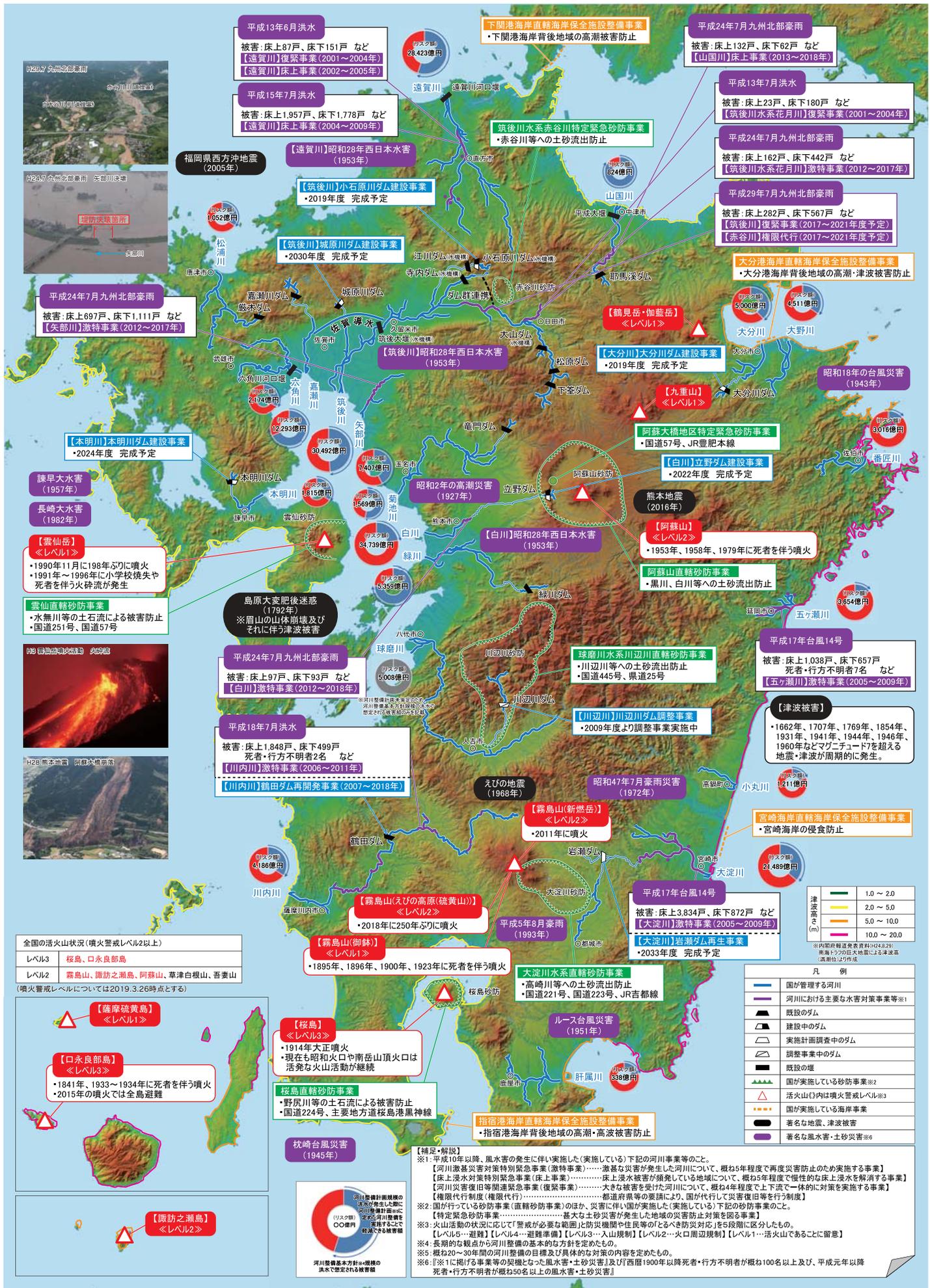


Save ~命とくらしを守る~



全国の活火山状況(噴火警戒レベル以上)

レベル3	桜島、口永良部島
レベル2	霧島山、諏訪の瀬島、阿蘇山、華津白根山、吾妻山

(噴火警戒レベルについては2019.3.26時点とする)



凡例

国が管理する河川	河川における主要な水害対策事業等※1
既設のダム	建設中のダム
実施計画調査中のダム	調整事業中のダム
既設の堰	国が実施している砂防事業※2
活火山(内は噴火警戒レベル※3)	国が実施している海岸事業
著名な地震、津波被害	著名な風水害・土砂災害※6

【補足・解説】

※1: 平成10年以降、風水害の発生に伴い実施した(実施している)下記の河川事業等のこと。
 【河川激甚災害対策特別緊急事業(激特事業)】……激甚な災害が発生した河川について、概ね5年程度で再度災害防止のため実施する事業
 【床上浸水対策特別緊急事業(床上事業)】……床上浸水被害が頻発している地域について、概ね5年程度で慢性的な床上浸水を解消する事業
 【河川災害復旧等関連緊急事業(復旧事業)】……大きな被害を受けた河川について、概ね4年程度で下流で一体的に対策を実施する事業
 【権限代行制度(権限代行)】……都道府県等の要請により、国が代行して災害復旧等を行う制度
 ※2: 国が行っている砂防事業(直轄砂防事業)のほか、災害に伴い国が実施した(実施している)下記の砂防事業のこと。
 【特定緊急砂防事業】……甚大な土砂災害が発生した地域の災害防止対策を図る事業のこと。
 ※3: 火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等との連携強化を図るべき防災対応」を5段階に区分したものを「レベル1」～「レベル5」…「避難準備」「レベル2」…「入山規制」「レベル3」…「火口周辺規制」「レベル4」…「活火山であることに留意」
 ※4: 長期的な観点から河川整備の基本的な方針を定めるもの。
 ※5: 概ね20～30年間の河川整備の目標及び具体的な対策の内容を定めるもの。
 ※6: 〔※1に掲げる事業等の契機となった風水害・土砂災害〕及び「西暦1900年以降死者・行方不明者が概ね100名以上及び、平成元年以降死者・行方不明者が概ね50名以上の風水害・土砂災害」